

自治会を良くするための 事例集



令和3年7月

摂津市自治連合会

はじめに

「自治会を良くするための事例集」は、自治会・町会の加入者を増やしていくことを目的に、摂津市自治連合会において、市内の全自治会長・町会長の皆様を対象に、自治会加入につながった好事例や、反対に退会につながった事例、コロナ禍における自治会活動事例の3項目についてアンケート調査を実施させていただき作成したものです。

ご回答いただきました70自治会・町会の皆様にお礼を申し上げます。

摂津市には令和3年現在、105の自治会・町会があり、皆様がそれぞれ工夫をこらした自治会運営を行っておられます。

今回お聞きした貴重なご意見をまとめた事例集を、今後の自治会・町会活動の参考やヒントにさせていただき、地域活性化の一助としていただけましたら幸いです。

令和3年7月 摂津市自治連合会

———目次———

■自治会加入につながった事例、又は、つながると思われる取組

1. 災害時のサポート	1
2. 加入の案内	
(1) マンション入居者への加入案内	2
(2) 戸建住宅入居者への加入案内	3
加入に向けたアプローチ先	
①開発業者編	6
②不動産業者編	7
(3) その他	7
(4) マンション自治会等	8
3. 役員の選出方法	9
4. 自治会の取組	9
5. その他	10

■自治会退会につながった事例

1. 役員の選出	11
2. 会員の高齢化	13
3. 子どもが小学校を卒業	14
4. 加入メリットがない	14
5. 行事の参加	15
6. その他	16

■コロナ禍における自治会活動事例

1. 会員への助成	18
2. 事業実施方法	19
3. 会議開催方法	22
4. 自治会費	22
5. コロナ対策グッズ	22

■自治会加入につながった事例

又は、つながると思われる取組

1. 災害時のサポート

①自治会の方々が地震直後に自治会をまわられて、ガス漏れを発見された。大事にならずに事なきを得た。そんな事もあり、一度、退会されていた方が再入会された。



②台風後、自治会員のガレージ波板の外しを手伝ったところ、その後色々協力してくれるようになった。

台風後、役員でパトロールをしたところ、小屋が壊れて、男手がなく困っていた方の家の片づけをして大変喜ばれた。

集会所のレースカーテン、玄関マットの取り付け、トイレサンダルの取替等ささいな事でも大変喜ばれた。

③大阪府北部地震の際、自治会で安否確認をおこなった。その後2軒より自治会加入の申し入れがあった。

④一人暮らし高齢者世帯に「災害時のサポート」が自治会にはあると訴えると、自治会加入につながると思う。

2. 加入の案内



(1) マンション入居者への加入案内

①マンション建設時に、マンションのオーナーと管理会社に入居者の自治会加入をお願いしている。

マンションの管理会社が入居者と契約する際に「自治会に加入し、自治会費も家賃と同時に徴収する」旨を伝えてもらい、自治会費は管理会社から毎月、入居者の軒数に応じて明細書が郵送され、自治会の口座に振り込まれている。

②マンション等の集合住宅は、開発業者に対するお願いはもちろん、施主さんが地元の方の場合は、直接、施主さんをお願いに行く。

③賃貸マンションの場合は、管理会社と掛け合い入会を勧誘した。会費の納入は、管理会社での一括納入が好ましい（契約時に自治会入会を義務付ける）。

④マンション等の建設時に説明に来るのは、主に建設業者であり、その業者に自治会加入の要請をしても分譲業者に伝わっているのか分からない。

分譲業者も販売してしまえば後は管理組合だけになる。管理組合も自治会関係にはあまり関わりたくない模様。管理組合への働きかけが重要である。

⑤分譲・賃貸マンションどちらも住宅建設時から業者に対して自治会加入を必須にするようにしないと難しい。マンション管理費の中に入れてもらう。

⑥地区内の賃貸マンションやアパート等で、最近では一括借上げシステム等の形態が多く、管理や運営を業者が行っているので、まず物件のオーナーに話しをした上で業者に自治会加入の促進をお願いする。

⑦マンション・ビル・店舗などオーナーの方を対象に加入促進することで、特別会員として加入いただいている。

(2) 戸建住宅入居者への加入案内

①班内に転入者がいる場合は、会長まで連絡をしてもらい、必要書類を添えて加入依頼に伺う。

②入居されたらすぐに勧誘に行って、地域の行事（祭、運動会）、老人クラブ、子ども会等のきめ細かいお誘いが加入につながった。

③役員以外に、地域を11班に分けて各部署に班長をもうけている。

4月の初めの幹事会にて毎年、班長が地域に住宅を建てられた家に直接、「自治会へようこそ！」という案内資料を持って廻ってもらっている。ごみの件、自治会行事などを記載して入会を勧めている。

④転入されてきた場合、自治会への勧誘はその方の住居が所属する班の役員さんが第一義的に行う。説得が困難な場合、会長に連絡があり、直接、会長が会いに行く。

数年前、大阪府南部から転入されてきた若いご夫婦の場合は、前の居住地でも自治会未加入であった事もあり、一時間を越える話し合いにも頑として加入を拒否されていた。しかし、その時担当した班長さんが自治会の福祉推進部会のメンバーであり、その後も仲間外れにすることなく、自治会行事のお知らせなど、ご近所で常にコミュニケーションをとっていただいていたことと、子どもが生まれ、その子どもの成長に伴って、地域の子どもの同士、保護者同士の交流が生まれたこともあり、子ども会行事や夏祭り、地区市民体育祭、年末の餅つき大会など自治会行事への参加を通して、自治会への抵抗感が薄れ、自治会加入に結び付いた事がある。

⑤自治会員が集まって、もちつきをして親睦を図ってきた。子ども達は、お父さんが杵でもちをつき、お母さんがもちを丸めている姿を、子ども同士で話をしたのでしょうか、子どものいる家庭の人は、全員加入してもらった。

夜警の集まりも、夜に子ども達が、町内を回ることがないので、親子で声を出したり、拍子木を打ったりするのが楽しいようで、若い家の人は加入してくれた。

⑥担当地域の班長より新規入居者の連絡があれば、会長及び副会長の2人で、勧誘に伺う。新規入居後、1ヶ月を目途に伺う。

資料は、「自治会加入願・規約・自治会及び連合自治会の活動一覧表」と「摂津市詳細図（味舌小学校区域図）」

上記の資料以外に、市関連機関の情報が、月一回（回覧および配布）があることを説明。班長さんとのコミュニケーションが事前にとれていれば加入率が良い。

⑦近年2～3軒加入宅があった。班長さんが新会員を会長宅に連れて、加入のあいさつに行っている。その都度、自治会のしおり、家族人数等申込用紙を渡している。

⑧当地区は、一軒家が主で、出入りが少なく近年4世帯の転入あり。転入時に当年の総会議案書・摂津市発行ごみ・資源収集日一覧表・区域図を渡している。

2世帯は壮年家庭で入会申込みがあったが、2世帯は若年家庭で入会を考えていないとの事で、会えば挨拶はするが勧誘はしていない。

⑨子ども会への加入を小学生のいる家庭にお願いして入会してもらい、子ども会加入者の世帯に自治会に加入してもらった。（子どもが中学生になると退会する家庭も結構ある。）

⑩新規転入のお宅には、日頃の自治会活動状況のパンフレットをお渡ししている。

特に、新規転入者に、最近転入した方々が、地元の伝統行事に参加されている実態や消防団への入団等も紹介し、地域へ馴染みやすい情報の提供に心掛けている。



⑪新築・中古住宅に係わらず入居されて来られた方に対し、自治会長ではなく、まず、その地域の組長さんに自治会加入の勧誘をしてもらって、入会に至った経緯が多い。

⑫引越された後、新規入居者宅への戸別訪問。

⑬転居されてきた方があれば、近隣の役員、班長の協力を得て、当年度の議案書や自治会だより、洪水時避難マップなどを持って自治会加入のお願いをするために訪問している。

新規子ども会役員（任期1年・自治会未加入が多い）に自治会活動と連携を

お願いし毎年加入してもらっている。

「自治会だより」を毎月発行し全世帯に届け、自治会活動への理解と各種催し物への協力を得ている。役員会、班長会を定例化し、会議 10 日前には必ず文書で案内している。また会議では町内の出来事、課題を共有するように努め、個別の相談なども受け付け退会を最小限にしている。

① 〈加入に向けたアプローチ先（開発業者編）〉

①開発業者に、負担なく安心のできる自治会であることを説明しておき、入会案内チラシを預けておく。

②建設業者に入居者への加入依頼（自治会費等）をし、入居された時には、自治会役員が加入届を持参し、お願いして加入してもらった。



③開発業者に、入居者への自治会加入をお願いしている。

④建築業者による会長への挨拶があれば、加入依頼も含めて依頼可能だが、ないケースも多々あり難しい。

賃貸マンションの場合は、毎月の家賃と同時に自治会費も入退去時に銀行振込していただいている（建築時に「自治会費管理業務委託内容届出書」の契約を実施する）。

⑤工場の跡地に建設業者から、48棟の住宅の建設説明会があり、事前に建設業者に対し、入居者との契約時に、自治会会則を渡して加入をお願いしていた。建設業者から連絡をもらい後日訪問、最終全棟加入につながった。

最近もその建設業者から建設中の物件の入居者が決まったので、自治会加入の件で連絡あり。

当自治会では、ワンルームマンションが数棟あり、入居者の確認等が分かりづらく、オーナーの方に協力金として徴収、又、地域の会社関係にも協力金として徴収している。

⑥開発時からのアタックで入会された方が2軒ある。

⑦住宅建設時に開発業者から入居者への加入をお願いしている。住民に直接かわるような情報や資料を非会員であっても提供、配布する。

例：摂津市詳細図や総会資料

② 〈加入に向けたアプローチ先（不動産業者編）〉

①注文住宅（64軒）の販売会社と連携し会員を募った。又、戸別訪問を3～4回実施した。（使用した資料：自治会加入案内、会則、総会資料、周辺地図、ようこそ自治会へのパンフレット）

②他地域より参入する不動産業者は、新築物件を販売するにあたり、地域の状況を知るためや工事をスムーズに進めるため、自治会へ挨拶に来る。不動産業者が挨拶に来られた場合は、自治会活動を説明し、状況を確認していただき購入者に説明していただいている。

③転入予定者に関し、事前に不動産会社から会長に対し「ごみ出し・自治会行事等」について問合せがあり、現状の説明を行っている。その事から転入された方は、会長自らの自治会加入の話もスムーズに理解していただき、令和2年の転入2軒共に自治会加入していただけた。

地域行事（まつり、バス旅行を隔年で実施）において、まつり実施で普段会うことが少ない方も家族で参加していただいたり、転入後の未加入者も自治会加入（1軒）につながったと感じている。

（3） その他

①小さい子どものいる所は、加入されることが多い。



②入居する際、会長宅に直接来られた。入居の時、自治会があるか事前に確認して加入された人もいた。

③児童がいるご家庭には、子ども会入会の条件として、自治会加入が条件である事を子ども会役員から説明していただき、新規加入につなげていただいた。

④メリット等について詳細に説明をしたことで加入につながった。会員の老若男女を問わず誰もが気軽に参加できる活動を常に考える。会員の日々の暮らしの中で、支障が生じた場合少しでも早く対応できる様に努力する。

⑤毎年11月に、日帰り旅行に行っている。大人は、3,000円・子どもは、1,500円～2,000円で、ご夫婦と子どもさん2人で行っても1万円程で行けるので、若い人の入会も毎年ある。



(4) マンション自治会等—入居者への加入案内—

①引っ越されてきた方に自治会役員がお宅に伺い、自治会加入のお願いをしている。当自治会では、独自の夏祭りを行っており、勧誘時に話しをすると快く入会していただけている。

②当自治会は、マンションの下部組織として運営されており、マンションの全居住者が会員となっている。マンション購入時の重要事項説明にマンション下部組織への加入前提であることが明記されており、退会もできないようになっている。

マンション下部組織は、名前は異なるが、実体は全員が強制参加の自治会であり、自治会は任意という認識が広く知れわたっているため、別の名前を付したのではないかと考えているが、こういう自治会の在り方も自治会の活性化という観点からは増加していても良いと思う。

③9階建てマンションで各階毎に役員（原則1年交代）、班長（2名・3ヶ月交代）を配置。

入居者があれば管理人からの連絡を受け、会長がその時期に合った自治会入会勧誘用資料を作成し、階担当役員が入会勧誘訪問する。

1. 年間と直近行事紹介。特に小さな子どもがいる世帯には会員対象だけの夏祭・餅つき大会を紹介。

2. 自治会費の徴収について説明。 3. 校区内地図を渡す。

4. 直近の自治会ニュースを渡す。 5. 入会1年間は班長・役員免除

世帯に病人・老々介護・夜間業務が多い・子どもが小さい等役割が果たせ難い世帯は、班長・役員を免除としている。

④市営住宅の入居者は基本的に自治会に加入してもらうことをお願いしている。

⑤自治会は会社の社宅に入居している人で構成されている。社宅に入居する時に必然的に自治会にも入る仕組みになっているので、加入率は100%となっている。

3. 役員の選出方法

①輪番やくじ引きで役員を決めない。あくまで有志を探す。高齢者は、班長他、役員を免除。

探しやすいからと高齢者間で役員交替するのではなく、年下の世代と面識をつくり、世代間断絶をしない。

市から受け取る広報配布手数料をその年の班長、役員 48 人に薄謝（地元食品スーパーの商品券 1,000 円）として配布。



②他の会員より 2.5 倍の会費を払う事により、役員を免除の申し出あり、1 件のみ（例外とは思うが）。

③班長役員は輪番制で、高齢者が班長・役員に選出されても、役務が負担にならぬように他の役員が協力し、退会に繋がらないようにしている。

④高齢化しているので、無理な所はとばす事で、退会を防止している。

⑤一人暮らしの方や高齢者が多く、80 歳以上の方は役員を免除することで喜ばれている。80 歳以上でも班長なら出来る人にはしてもらっている。

4. 自治会の取組

①普段の紙回覧とは別に、当自治会では、会員向けのラインのオープンチャット機能を活用しつつ、新しいイベント、集会所で自治会員向けの教室、セミナー等を開催予定。これで加入促進につながればと思っている。



5. その他

①入会について、任意か強制か入会判断は自由及び入居者の意思としたとき、加入につながらない。

②自治会は、皆様が安全に安心して生活をするための大切な存在である。普段から近所の方と声をかけ合うことで、子ども達や高齢者の見守りにつながり、また、災害時にお互いに助け合うことで、皆様の命を守ることもつながると思う。



町（市）では対応しきれない。きめ細かな対応ができる意味でも自治会は、重要な役割を果たしていると思う。

③他市でも条例制定により自治会加入率はアップしていないが、やはり条例等制定すべきである。自治会が任意加入のため、役員が加入依頼をする際、強く依頼をする事が出来ない。加入依頼の際に基づく定めがあれば、役員の間意思とは関係なく「市で定められている」「市で決まっている」と言えるものを策定すべき。

④教育改革。自己中心的な考え方を変える。教育により自己中心的な人間を作っているから。

⑤市職員（非正規も含め、外部団体も含め）は自治会に加入すること。市職員が加入していないと市民に示しが見えない。

行政サービスだけでは、日常生活は送れない。行政サービスと自治会のボランティアサービスとで生活というサービスが受けられる。ごみ拾い等での美化、安全見守りや防犯灯の設置や防犯活動、様々な部分で既に自治会非会員は生活というサービスを受けている。扶助されている。

⑥家庭に自治会加入を頼みに行くしかないと思う。自治会に入会するメリットなどが無いと頼みにくいですが、現在では、入会しなくても困らないと思う人が多いように思う。（ごみなども昔と違いステーション方式ではなく家庭前に出せる）

■自治会退会につながった事例

1. 役員の選出

- ①自治会長を選ぶにあたり、なり手がなく、仕方なく、くじで選ぶという結論となった。「くじを引いて自治会長となるなら」と、辞退となり9人の会員のうち、4人が退会されることとなった。
- ②役員及び班長の当番を順番制にしているが「どうしても役をしなくてはいけないのならば年齢的・体力的に無理だから」と退会された。
- ③班長がまわってきたときに辞められる（2～3年前に）。
- ④先代の自治会長が長年会長をされて来たが、役員との会話等はあまりせず独断でされてきた。そのため、そのやり方が役員及び住民に反感を抱かせ、役員をする事に疑念を抱かせた。しかし先代の自治会長が辞めた後は、「自治会は地域のために必要である」と話し合い、順番制にしたことで役員をしていただく人が増加している。自治会長の活動のやり方で円満に活動する事が出来る。
- ⑤班長の当番が近くなると退会する傾向がある。退会した人が退会をすすめることが多い。
- ⑥「忙しい、若い、単身である、役はごめん」と言われる。
- ⑦次年度の役員をお願いしたところ、「会長にあたったことがあり、ものすごく負担が大きい。会長でなくても体育祭など大変なので、自治会をやめさせてほしい」という方が多数いる。退会はされていないが、できればやめさせてほしいという意見があった。
- ⑧賃貸マンションの場合は入居期間が短く、また、入退所が激しいことから班長の役員のなり手がなく、入退所時期の把握が困難となっている。

⑨自治会加入のお願いしたところ、班長等の役をするのが嫌なので加入しないとのこと、自治会加入だけでもとお願いするも、加入したら役をしなくてはならないので加入はできないとのことであった。

⑩輪番制の役員や班長がまわってくる少し前に退会された。

⑪今は、70歳を過ぎても働いている人が多くて、役員をお願いしても断られている。会長をお願いに行ったら、町会を退会された。

⑫輪番制で班長になれば、会費の集金が面倒くさい。

⑬三役を外す、班長だけの条件でも受け入れられず、輪番制の班長選定が崩れ、次々と班長を受けるなら退会するという人が続いた。現班長の延長も了解がとれず、この班は退会となった。

⑭役員になる事により行事には必ず出ないといけない。

⑮退会される方のほとんどが役員の負担からである。若い世代のご家庭は共働きからの時間の無さ、高齢のご家庭では身体の負担が大きいためと理由は異なるが根本的には同じである。

少数であるが、子ども会が無くなった事で、繋がりで入会していた自治会も退会されるという事もあった。

⑯「班長の番がまわってきた。」「くじで役員に当たってしまった。」これが一番多い理由である。

⑰次年度の役員が嫌で辞められる方、また、本部役員の任期を終えて、もうやりたくないという思いで退会される方がほとんどである。

減ることはあっても増えることはない。メリットを見いだせないと言われる。

⑱役員を依頼したところ、有職、高齢を理由に退会。

2. 会員の高齢化

- ①自治会活動の意欲の低下。高齢化。
- ②高齢者になり、自治会の行事にも参加しにくいし、国民年金で収入も少ないので自治会費を払うのもしんどいとのことで退会された方が数人いた。
- ③独居高齢者が施設入所・入居のため、または他所に住む家族のもとへ転居。
- ④高齢になって今までみたいに動けないから。役員が順番に回ってきたが高齢のため。
- ⑤高齢者宅も多く2人の内片方が入院とか死亡の場合は退会されてしまう。
- ⑥70代・80代・一人暮らし等となり手伝い出来ないと退会。
- ⑦ご高齢のお母さんが、老人施設に入居されて、息子さんの代になり、退会された。
- ⑧当自治会では、びん・缶などの資源ごみの分別回収箱を、負担の平等化の観点から毎月順番に担当する当番制にしているが、「高齢化により重くて取り扱えない」という理由によって、自治会を退会された事例が、最近10年間で2例ある。
- ⑨一人は独居老人（60代）の死後。一軒は空家になった。一軒は独居老人が娘宅に引越し後死亡…そのまま空家になった。
- ⑩高齢者宅では、体力の問題で、当番（班長及び資源ごみのカゴだし）が出来ない等で他の班員に迷惑がかかるので退会したいとの相談が多い。
- ⑪一人住まいで高齢になって自治会活動が出来なくて退会される。
- ⑫高齢者が多く、健康上の理由で退会が増えている状態である。
- ⑬高齢化と共に独居世帯が増加しているため、余り強くお願いもできず、現在も引き続き役員（運営委員）を延長で行っている状態である。本来なら若い世代に引き継いでいただくのが本望であるが、現役で働いておられるため、無理

押し出来かねる。

⑭高齢化のため、行事の簡素化。役員回避。

⑮自治会員も高齢化しつつ、自治会の退会はないものの、現状では、病気等で、役員、班長が出来ない人が増えてきている。

⑯若い方は仕事をされている。家に居るのは高齢者世帯。75歳の私が若い。私より上の方に役員は頼んでも今はダメ。(以前、皆会長経験者の方ばかり)自治会存続もきびしいなと思っている。でも、何とかふんばっている。

3. 子どもが小学校を卒業

①子どもが小学生の間は入会しているが卒業と同時に退会される(地区体育祭のため)。

②子どもが小学校を卒業し、子ども会を退会した時に自治会を退会するケースがある。

③小学校の間は、子ども会の会員で、卒業の時点で即退会された。

4. 加入メリットがない

①自治会長は、地区振興委員として、すべての住民に回覧・広報等を実施しており、非自治会員に不利益がない。よって、どんどん退会が続いているのが現状。

②若い人が引越ししてきても学童等がない所は、メリットがないと判断される。

③回覧ぐらいで、イベントも少なくメリットがないと退会。防火・防災と自治会に入っているが入ってなくても地域で助け合いなので、自治会に入らなくても良いと言われる。

水道代の割引や税金等の割引等自治会加入のメリットが生活に直面して感じ

られるとメリット感になるかも。

④自治会活動の意義が理解できない（関心を示せる活動がない）。自治会は何をしているのですか？（本当にメリットがあるのですか？）。

⑤加入に対するメリットよりデメリットの方が多いのではないかと思う。

⑥今までの自治会は、日本の昔ながらの農村における「むら社会」的な運営法をとっていた。しかし、現代では、都市部において、近隣住民同士の関りはほとんどなく、また、それで困ることもない。

役員になるのが嫌だから、町会費を払うだけのメリットを感じなくなった。

⑦自治会加入のメリットというか魅力とはなんなのか、ふと自分も思う事がある。

⑧自治会員になってもこれと言ってメリットがないので退会すると言われた。

⑨自治会に入会しなくても行政サービスを受けられる。困ることは何もない。

5. 行事の参加

①行事の参加が出来ない（地域の清掃など地域の事が出来ない）。

②自発的に参加したいと思う企画もない（企画が思いつかない）。

③運動会の参加依頼をしたところ退会につながった。

④子どもの成長と共にフルタイムの勤務で自治会活動が出来ない。

⑤活動に興味なし（表札を掛けない世帯が増加）。

6. その他

- ①以前住んでいたところで、色々苦労したので入りたくない。
- ②賃貸マンションの場合、オーナーが地域との付き合いでマンション全世帯の会費を払う例もあったが、オーナーの代替わりに伴い町会を退会した事例がある。
消防団員の家には「消防団員の家」等の札が出ているがマンション等にも「自治会加入」の札を作って張るようにすればどうか。
- ③コロナ禍で回覧を回すのは非常識だと言われ、摂津市、自治会等の情報を回すため仕方ないと言ったところ退会された。
- ④もうすぐ引越しをするから役員はできませんと言われ、何年たっても引越されない。
- ⑤繋がりや自助、共助の大切さを訴える手紙を各戸にポスティング。災害発生時の避難方法・避難先・過ごし方等のアンケートを取ったりしたが効果が出なかった。
- ⑥新型コロナの影響で、集団の話し合いが出来ず、顔と顔を合わせての話し合い、説得が出来なかった。
- ⑦「引越す方」「転勤のため、長期不在のため」という方が年に数人おられ、自動的に退会となっている。
- ⑧会費の負担が大きいため。
- ⑨自治会活動に魅力を感じない。
- ⑩近所の方が退会しているため。
- ⑪社宅入居は自治会に入ることが前提なので退会はないが、やってもやらなくてもいい曖昧な活動であれば、少しでも面倒なことを避けるため、「やらない」を選ぶ。特に役員になると色々な行事など対応が大変であり、休日に対応することも理解を得にくいと思う。不公平を感じ、選択できるのであれば、損をしない方を選ぶのが普通だと思う。

社宅がいいわけではないが、自治会に入り色々な行事に対応する面倒さよりも、会社施設のため周辺の賃貸物件と比べ安く住める、会社に近く通勤の無駄がない等、利点があることで私はやってこられたと感じている。

⑫近隣トラブルによる退会。

⑬外国人が多くなりコミュニケーションも取りにくい。(当初は、挨拶言葉も通じなかった。)(祭り・餅つき等に見学に来れば参加奨励している。)

⑭以前(20年前)の自治会は、仲の良い人達で日帰り旅行に行き「来年はどこへ行こうか」などを決めていたと聞いた事があり、仲間に入れたい人は参加できなかった。私も役員をする前は参加しなかった。

平成14年から役員をして、皆様が参加しやすい様にしたら、その人達は、自治会を退会された。自分だけ退会するのは良いが、他の人も退会させる人もいた。何年か後にその人達で、もう一つの自治会を作るとの事もあった。

でも現在は、平和で会員さん達も仲良く自治会行事を楽しくやっている。

⑮賃貸住宅入居者は、永住地と思っておらず地元活動に興味がない(推量)。また、一つの賃貸住宅入居者で「班」が組織できる世帯数が集まらないことから、加入を求めるのは難しいと考えている。

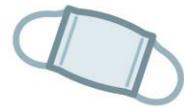
(注:「班」の組織がないと自治会役員が個別に対応することは出来ないと考える)。

■コロナ禍における自治会活動事例

1. 会員への助成

①会員各位へコロナ対策の一助として世帯へ助成金を交付した。大変喜んでいただいている。

②当自治会では、マスクが入手できなかった昨年5月頃に自治会員全世帯にマスクを配った。



③事業が出来なかったので全戸に防災グッズを配布した。

④行事が中止で、新年度に残った予算で自治会員全員に年賀として年会費相当額のお米、又は、長期不在宅、辞退会員に商品券を渡した。



⑤小・中学生全員に「元気玉(商品券)」配布(5月)。

70才以上の高齢者に「敬老祝(商品券)」配布(9月)。

加入世帯すべてに「お年玉(商品券)」配布(12月)。

一年間大きな行事が中止となり、年会費に余裕ができたので、上記にて喜んでいただける様還元した。

⑥カラス除けネットを皆様に配った。仕事に朝早く行かれる方、ごみ収集車が来るまでにカラスに荒らされ、気付いた人が掃除、それが分かれば気にされたり、そんな思いをしないようにと、今は、ごみの日、自治会が、菜の花が咲いたかのように黄色で、皆が使ってくださっている事で、何か一つになっているようでうれしく思う。

⑦昨年4月、特別会計を取り崩し、感染症予防マスク50枚入りを全世帯へ配布した。(単価3,300円、計約70万円)

2. 事業実施方法



- ①「町を美しくする運動」や「公園の管理」等の屋外での活動は計画的に実施できている。
- ②コロナ禍においても、毎月の広報物を班長は欠かさず各戸配達。
- ③回覧、配布のみ。インセンティブの時代。ポイントサービス等々必要。
- ④三密をさけ、ある程度、理解を得られる行事。例えば、防災講話など。少人数10人まで。
- ⑤コロナ禍ではあるが、当自治会では、ガランド清掃を通じて、親睦をはかり、互いの苦労などを共有する仲間意識が芽生えたのではと思う。
- ⑥外で実施する行事→美化活動。
少人数での活動→敬老の日プレゼント配布を三役で実施。
- ⑦行事等を実施するか否かの判断が難しく、中止、中止に甘えてしまっている。今後の事を考えると心配である。
- ⑧令和2年度は、自治会の夏祭りも中止、市民体育祭も中止という色々な行事が中止で残念だと思った。ちびっこ広場の掃除は毎月、協力していただけた。
- ⑨コロナ禍での町会活動はほとんど皆無な状態であるが、屋外での活動として緑化部会では、公園とか道路敷きのプランターなどに定期的に各種の花を植栽して皆さんに楽しんでいただいている。
また、メンバー10名でセフティーパトロールを実施し、定期的に校区内でのパトロールの実施に取り組んでいる。
- ⑩集まることが出来ないので、知らせたいことは、プリントにして各家庭に配布している。
- ⑪防犯及び美化活動では、少人数の班編成にて実施した。
一斉清掃は中止としたが、1人～2人の編成で、小区域に区切り当番制にて実施。防犯地域パトロールは、2人～3人編成にて実施。



⑫役員会・総会・ふれあいサロン等、行事は中止にしている。校区行事も中止にして感染対策をしている。校区9自治会の会長会議、福祉会議は実施している。(席を離して実施)

⑬高齢者に対する防災の訓練などは、少人数で集会所などで行い、防犯ビデオなどを見せた方がいいのではないかと思う。詐欺などの抑制も含めて(コロナの中では無理かも)。

⑭各事業が中止になり、書面にて行う事が多い。

⑮自治会活動は、極力自粛+書面で済ませることは書面で行う。

自治会(町内会)の掃除は自宅周辺を各自で行うか、役員のみで固まらずに分散して行う。

⑯すべての(毎月の)定例会を中止にした。ただし、年2回の美化活動は6月と10月に実施し、それぞれに協力していただいた。

⑰地域住民から直接意見や要望などを聞く集会や会合が持てない。

⑱高齢の方が多いため、コロナ禍での活動は全くしていない。

⑲当団地では、活動の一環として”笑顔の会”という名称で毎月第4週の土曜日に実施しているが、現在はコロナ禍で自粛している。その変わりとして脳トレ「間違い探し」を必要とされる世帯に配布し楽しんでもらっている。

〈笑顔の会で主なもの〉

・カラオケ

・健康体操(動画を見ながら)

・味生公民館で各クラブに所属している人に、たまに演技を披露してもらっている。

・日頃の出来事の雑談等

⑳野外の美化活動のみ この時に自治会費の集金をする。

㉑活動する事で三密が避けられなく、少人数で活動していた。

㉒総会を文書で問う形式に変更。なるべく集会をしないようにし、行事も楽しんだり、学習したりするものはすべて中止した。年末夜警も縮小して行った。

②③行事や会議は極力避ける。回覧板等は手渡ししないでポスト等に投函する。定期総会は書面にて行い結果を会員に書面を配布する。

②④会社や入居者に近い方でコロナに感染した人が出たとの情報により、昨年秋ごろから基本的に自治会行事はすべて中止している。夏に地蔵盆は行ったが、祭礼者をよばない、来賓のお参りのみにする、子どもにはお菓子を各家庭に配ることで、極力人との接触を避けて実施した。

コロナ禍だからというわけではないが、自治会活動としては入居者からの苦情対応を行った。最近では新規入居者の騒音を自治会長から注意することや、近隣住民の方が何度注意しても敷地内でスケボーをする事に対して警察に通報し対応した。個人では対応困難なことも自治会として対応できることがあると思う。

②⑤ちびっこ広場の清掃活動、各班で分割し、少人数で実施。その他の活動は中止。

②⑥コロナ2波くらいから回覧板拒否が散見し、回覧中止としている。世帯配布は継続して行っている。

回覧板は書面タイトル一覧表を作成掲示し、書面は集会室にて保管。閲覧自由、持ち帰り自由としている（残った書類は2～3週間くらいで廃棄）。

②⑦やはり三密を避けるため極少の人数で静かに色々な工夫をしながら活動している。自治会活動に於ける連絡等はスマホを利用している。

②⑧今は、何もできていないが、五役だけでお弁当を買って、コミュニケーションを行っている。

②⑨リモートで実施可能なイベントを検討中。

3. 会議開催方法

- ①定例会議では、集会室の使用前後に消毒、換気、入室前に体温測定、コロナ感染対策致している。
- ②令和2年度総会は、急激な感染拡大の状況であったため、例年集めていた「委任状」を使い、総会成立と議決を行ったが、令和3年度は、最初から個々の議案に対する書面表決書を集める書面議決を行うことにした。
- ③雨の中、寒い中、公園にてイスを並べ会合した。
- ④班長会（通常6回/年）が2回のみとなったため、4回分を戸別訪問して、状況の情報を共有と顔合わせを行った。
- ⑤会議の会場を集会所から定員の関係上「別府コミュニティセンター」に変更し感染予防を図りながら会議を開き活動方針の具体化を行ってきた。

4. 自治会費

- ①令和3年度に限り、自治会費を通常の5分の1に減額徴収することに決めた。
- ②事業規模を縮小するにあたり、令和3年度は自治会費を0円とした。
- ③行事、イベントをやらないのであれば、会費返却または次年度の会費はなしにしたらどうか。
- ④全役員、全班長に個別相談した結果、3千円/軒を全会員に臨時給付金として渡した。全軒の領収証を記入してもらった。

5. コロナ対策グッズ

- ①集会所に、加湿器を2台買って使用している。